

財務金融委員会参考人名簿

1. 日時 平成24年3月14日(水) 午前9時30分

2. 案件 金融に関する件

3. 氏名

社団法人日本証券投資顧問業協会会長 いわ ま よういちろう
岩 間 陽一郎 君

企業年金連合会理事長 むら せ きよ し
村 瀬 清 司 君

全国卸商業団地厚生年金基金常務理事 かん べ あつし
神 戸 厚 君

平成二四年三月十四日（水）

衆議院財務金融委員会

速記録（議事速報）

○海江田委員長 次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。

ちよつと風邪を引いてしましまして、大変鼻声でお聞き苦しいのを申しわけないと思ひます。

きようは、参考人の方が三人お見えいただいて、当事者の浅川社長が出席できないというのは極めて遺憾でありますし、先ほど竹内委員からも話がございますが、いずれきちつとした形で国会で説明をしていただくという必要があるかと思っております。

とりあえず、きようは、岩間参考人、村瀬参考人、神戸参考人、お忙しいところ、急な話ですけれどもお越しいただきまして、ありがとうございます。

私の方からは、持ち時間二十分でございますので、これまでもいろいろ質疑の中で部分的にそれ

ぞれのお答えがあったり、重複している部分が出てくるかと思ひますが、私は、三人の方に同じことを質問し、横並びでそれを比べさせていただいて、今後の国会審議に役立てたいと思っております。

今回の件につきまして、私はポイントが三つあると思ひます。

一つは、経緯、事実の解明ということと、なぜこういうことが起きたのかという原因の究明、これが第一のポイントであると思ひます。

それから第二は、顕在化はしておりませんが、それ以上の何か危ないものが結構あるのではないかと直観的に思ひます。そういうものを含め、こういう問題が二度と起こらないようにするための防止策、予防策、これを早急に立てる必要があるんじゃないか、これが第二のポイントであります。

三番目は、その予防策と同時並行か、あるいは、予防策がまず第一ですけれども、その後でも構ひませんが、第一番目に申し上げた経緯とか事実の解明、そしてそれに基づいて、原因がはっきりしたら、その原因の究明に伴って当然関係者のそれぞれの責任の所在というのが明確になるはずで、その責任の所在とともに、その割合、交通事故でいけば過失割合みたいなものがありますけれども、その責任の割合というのも当然軽重が出てくると思ひます。

これは、関係者の皆さん、きよう三人の方がそれぞれのお立場で見えています、受託を受けたというか投資顧問会社自体が大変一番大きい問題

だとは思ひますけれども、きようお見えの三人の方々、あるいは、要求をしております浅川社長以外にも、行政当局の責任ということもあるでしょうし、あるいは国会の責任ということもあるでしょうし、いろいろな意味で関係者がたくさん関係している、それぞれの責任が私はあると思ひます。責任の所在と責任の割合、これを明確にした上で事後処理をどうするかということになるかと思ひます。

一番簡単なのは、責任の割合に応じてそれぞれ事後処理能力がある者が自分の負担をしていけばということになるわけですが、大体、責任の重い者ほど事後処理能力、負担能力がないというのが世間の常識でありますから、今回も、これは一番時間がかかるでしょうし、誰がどういうふうな事後処理をしていくのかというのが大変大きな問題になるかと思ひますが、私は、今申し上げたこの三つがポイントになると思ひます。

それで、その三つのことについて、それぞれの方から、お考えなり、希望的なものでも結構ですし、推測でも結構ですし、新聞記事でも結構ですし、忌憚のない御意見を、きようは参考人というお立場ですから、何なりとおっしゃっていただければと思ひます。

第一番目に、まず、経緯、事実の解明と原因の究明ということなんです、恐らく、今までも答弁されておられますように、いや、まだこれはいろいろ当局が調査中とか、これからわかる話でとかという話をおっしゃるかもしれませんが、私は、それぞれのところで、それぞれのお立場で、

いろいろな情報を得ておられることもあると思います。部分情報でも結構です。おっしゃりたいことをできるだけ、間違っていないも構いません、また後で訂正すればいいわけですから。ぜひ忌憚なく、今得ておられる情報、少しでも経緯や事実の解明と原因の究明に役立つものがあれば、おっしゃっていただきたい。それが第一問。

それから、第二問は、さっき申し上げた防止策です。

防止策というのも、これは、我々国会の立場とすれば、恐らく、立法措置等々をとって中長期的に対応していくという課題もあるかと思いますが、当面、行政当局なり、あるいはそれぞれの団体あるいは企業なり、それぞれのお立場の中での個別の具体的な予防策というのもあるかと思えます。

そういうことも含め、皆様方が属しておられるところである、自分たちでできる予防策、あるいは当局にお願いしたいこと等々、何でも構いませんので、早急に、すぐ手をつけて、こういう対応策をとってもらいたい、こういう要望等ございましたら、それをぜひお聞かせ願いたいと思えます。もちろん、国会でこういう形立法措置もお願いしたいということがあれば、ぜひお述べいただきたいと思えます。

それから、三番目です。今後の事実関係なり責任の所在がはっきりしないと、なかなかこれは、誰がどう負担していくのか、どう事後処理をするのかという問題になりますけれども、一般論でも結構ですし、それから、今回、年金のこういう問

題については初めてかもしれませんが、従来の、いろいろこういう不祥事があったときの業界としての対応あるいは各団体の対応等々の前例もあるかと思えます。そういう他の業界等の事例等も参考にして、ぜひ事後処理についてこういう形でやってもらいたい、あるいは、国にこういうこととして動いてもらいたい、国会においてもこういう対応をしてもらいたいというような御意見等ございましたら、これもあわせてお聞かせ願いたいと思えます。

以上、私の方から三問、それぞれの参考人の順でお答えいただければと思います。

○岩間参考人 お答え申し上げます。

最初に御指摘の事実の究明、どういうことが原因だったのかということ明らかにすることは、ぜひそういうことが早く実現することを私も切に願っております。

では、その未然防止策を、今我々としてどういうことを考えているのか、あるいは個人的にもどう思うのかという御趣旨だと存じますけれども、私は、冒頭にも申し上げましたけれども、この事案というものの性質を考えますと、やはり実態とかが明らかになって、どういう要素に焦点を当てて今後の防止策も組み立てなきゃいけないかということにつながると思っておりますので、今の段階でこれだということについて申し上げる段階に至っておりません。申しわけございません。

それから、その後、損害が明確になったときに、それをどういう形で回復できるのか、あるいは足りなくなるところをどういうぐあいに補ってい

けばいいのか、こういう御趣旨だと理解させていただきます。ただききましたが、今の段階で申し上げますと、先ほど私が申し上げましたように、注文をする投資家とお受けする運用業者の間の契約でございます。これは基本的には自己責任で貫かれておりますし、そういう意味で、両当事者間でまずどうするかということになってくると思えます。

その後どうなるかというのは、私は今のところ全く予測ができません。さらに言えば、他業界でどういう例があったかということにつきましても、私自身、ちよつと勉強不足なかもしれませんが、十分掌握できておりません。

したがって、事態が解明されて、どういうところに焦点を当てて対策を立てなきゃいけないかということと並行してそういう問題も考えていくべきなのではないかなということを考えておるということでございます。

○村瀬参考人 先生の御質問にお答えいたします。まず初めに、原因の究明、事実の解明でございますけれども、これについては、残念ながら、証券取引等監視委員会が今一生懸命おやりになっている、それ以上、新聞以上のものは何もニュースとしては入っておりません。

したがって、早く原因を究明していただきまして、次につながるような形をお願いしたい、これが一点でございます。

二点目の、A I J 以外にあるのかないのか、また予防策はどうするのかという問題でございますけれども、まず一つは、金融庁の方が各投資顧問について調査をされているやに聞いております。

やはりその中で、A I Jと同じような問題があるのか含めて早急に見きわめていただくことはまず必要だろうと思います。

一方、我々のところでやらなきゃいかぬのは何かといいますと、これは先ほども申し上げておりますように、厚生労働大臣のもとでのガイドラインの作成であるとか研修の中身の充実とかございます。こういうものは、間接的かもしれないけれども、やはり防止策としてしっかりサポートしていく必要があるだろうと思います。

それから次に、最後の、責任の役割の分担ですが、今回の問題につきまして、やはり基金は私は被害者だと思います。ただ問題は、では基金として、実際の運用に携わった方々について、何をされていくかということ、事実関係をしっかりと捉えていく必要があるだろうということで、私どもとしては、法律事務所を委ねまして、どういう形で、先ほど、各基金がA I Jを選び、かつまたどういう報告を受けているのかということ、しっかりと捉えていく必要があるだろうということ、今回法律顧問の方にお願いをしておりますのは、例えば、受託者責任の観点から、投資開始に当たっての説明書とか、担当者の説明内容とか、契約書、期中の運用報告書、それから残高証明等、どういう基本書類をもらっているのか、それから契約当事者、関連当事者、契約内容、運用内容、やはりこういうものをできる限りつまびらかに、きちっと管理することが大事だろうと思っております。この部分につきましては、先ほど申し上げましたように、被災をされた基金

でお集まりになった方々についてはしっかりと説明申し上げてやっていく必要があるだろうと思っております。

さらにそれを越えた処理については、申しわけございませんが、今の段階でお答えする立場にございません。

○神戸参考人 お答えします。

まず、原因ということは、今までお話ししましたように、選んだという経緯等も考えます。

そして、何が足りなかったかということは、今の状況を見ますと、やはり、国に勝つといいますか、国のいわゆる指定基金にならないためにどうするかということだけに注意し、選んだということとがございましたので、その辺のところのもう少し突っ込んだ原因を調べる必要があるなど。

ただ、今本場に新聞報道しかわかりませんので、A I Jに問い合わせても、返ってくるのは、それが終わってからという返事しかございません。先ほどお話の中に取りました方がきょうは欠席ですから、ここでも聞こうと思つていたんですが、私も皆さんと同じような立場で。とにかくどうなったんだということが知りたくて、ここへ参加させていたでいています。

それから、現在自分たちが置かれている責任というの、いわゆるガイドラインで示されている責任、厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインという中で、基金に対し善管注意義務及び忠実義務を負うということの中で十分に果たしていなかったかということ、思いつながら、ただ、そのガイドラインの中でいえば、

それぞれ、誰が責任あるということは言い切れないところもあるんですが、だからといって、責任の話ということがあるので、いわゆる加入していただいている、中小企業の中で働いている方々に不安を与えないことがまず当面行わなきゃならないことだということで、組織を通じて、私どもは各卸団地というところに事務局がございまして、その責任者を集めまして、前回も説明をし、今後の調査において皆さんに明確な説明ができる状態にするということで、ただ、皆さんのおっしゃる不安は、いわゆる掛金がかかるのではないだろうか、給付者が支給をいただけないだろうかというような心配が一番来ますので、その点、先ほどお話ししましたとおり、試算しましたところ、これは本当に、報道関係の方もお見えになりますけれども、報道されるときに、額で言う話とパーセントで言う話と全然違うわけですね。

ですから、おかげさまで、前にそういう措置をしたといえますか、全国を一本にしたということは、皆さんの総意のもとにしたわけです。そして、認可もいただいてやった結果が、今のことに關してはもろろん責任というのは感じておりますし、ただ、皆さんに直接迷惑をかけないということでの説明だけできています。それから、元本というものにも手をつけていないということは自信を持って御報告もさせていただいております。

ですから、これからもう少し様子を見ないと皆さんへの説明が十分に果たせないんじゃないかということも思っております。これは沖繩から北海道まで加入者がいますので、その方々に一軒一軒

回るといふ至難もございませぬので、組合を通じて行っています。もちろん、個別に企業からの問い合わせ、それからこちらから出向くことも考えたりして、今のところ考えております。

そこで、最後に、行政に対するという御質問でございました。

お手元に、先ほどから何回もスキームの話を見せていただいておりますが、この点を踏まえながら、スキームの改善ということで申しますと、私どもがこれを運営していく中で、今回のようなことも予測しながらも来たわけですが、信託銀行から毎月報告される信託財産状況報告が虚偽記載のまま基金に報告されるようなことが全く想定外でしたので、ここがどういう形でチェックできるか。または、銀行において、投資顧問会社とかそういうところに対しての権限がどうだったかとかいうようなことを今問い合わせをしている最中でございます。

それから、投資顧問会社を使うためには、信託銀行がかかわらなければできません。ですから、そのところのスキーム構築、これを我々が見て十分に理解できるようなものにしていただければなというふうに思っております。

また、現在、結果は起こっていますので、今年度の決算が、直近の決算がどういふふうにできるかということ、これがかつくりするまでは全くわからないものですから、これも財政的な支援とか方策、対応について柔軟に検討していただければというふうにも思っております。

今後とも、将来にわたって安心のできるような

基金制度の構築をぜひしていただきたいというふうに思っております。

○豊田委員 質問時間がもう終了しましたので、私の方から、もうあえて質問はいたしません、一言だけ申し上げておきます。

村瀬参考人、神戸参考人、それぞれのお立場で、むしろ今回被害者という感じでございませぬが、それぞれの責任も多少私はあると思います。その反省に立って、特に加入者または年金を受けておられる方々、その方々の不安をできるだけ早く一掃していただくというか、その努力は引き続き、村瀬参考人、神戸参考人、お願いしたいと思っております。

最後に、岩間参考人、一言申し上げておきますが、岩間参考人が会長を務めておられるところのメンバーが起こした、これが最大の原因であり、一番もとになる、最も責任が重いところだと私は思います。

これは恐らく刑事事件になると思いますが、くれぐれもお答えは、きょうこれ以上の答弁は立场上無理だとは私は思いますけれども、もう少し、業界として、こういうことが二度と起こらないように、もっと防止策を具体的に、当局任せではなく、業界の中でもきちつとそれを行うという、先ほど他の委員からも質問がありました、その努力を一層していただくこと、場合によっては……

○海江田委員長 もうそろそろ時間でございませぬので、手短かに。

○豊田委員 はい。国会として、そういうことを

立法措置も含めて検討させていただくということも最後に申し上げて、岩間参考人の今後の御検討をよろしく願いたいと思います。
以上です。